

京都自治体情報セキュリティクラウド サービス提供等業務仕様書

1 事業概要

京都府及び市町村等は、一致協力してセキュリティ環境の向上を実現する「京都自治体情報セキュリティクラウド」（以下「セキュリティクラウド」という。）を平成 28 年度に整備し、平成 29 年度より運用を実施している。

本業務は、京都府自治体情報化推進協議会（以下「協議会」という。）が運営するセキュリティクラウドのサービス提供業務が令和 4 年 3 月 31 日で契約期間が切れるため、「京都自治体情報セキュリティクラウド（2 期）」（以下「新セキュリティクラウド」という。）のサービス提供等業務（以下「本業務」という。）の調達を行うものである。

2 調達方針

(1) 整備期間

協定締結の日～令和 4 年 3 月 31 日

また、令和 3 年 12 月 1 日から、各構成サービスにおける新セキュリティクラウドへの移行作業を順次開始すること。

(2) サービス提供期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(3) 業務範囲の概要

本業務に必要な機器等により新セキュリティクラウドを整備し、協議会の承認を受けてサービスを提供すること。

なお、本業務の範囲は、別紙 2 「各契約の業務範囲」のとおりとする。

ア 新セキュリティクラウドの整備（上記範囲に係るものに限る）

- ・新セキュリティクラウドのうち、上記業務範囲の基本設計を行うこと。
- ・本業務で調達するサービスを構成する機器・機能の詳細設計を行うこと。
- ・必要な機器・ソフトウェアを調達し、設置・設定・テストを実施すること。
- ・別途調達する WAF・CDN 等サービス提供業務の受託事業者と連携し、整備を行うこと。

イ 新セキュリティクラウドへの移行作業（上記範囲に係るものに限る）

- ・参加する団体と移行に係る調整を綿密に行うこと。
- ・参加する団体側設備に係る設定変更が、最小限となるよう新セキュリティクラウドサービス側の設定や移行方法を工夫すること。

- ・参加する団体側設備に係る設定が必要な際は、団体の職員及び関係事業者に対し詳細にわたって説明し、迅速に質疑対応するほか、必要に応じて立ち会いするなど、きめ細かく支援すること。

ウ 新セキュリティクラウドのサービス提供・保守等

- ・サービス提供に必要となる運用を行い、一月の稼働率は99%以上を確保すること。
- ・基本セキュリティサービスを提供すること。
- ・公開 Web サーバ対策サービスを提供すること。
- ・メール・ファイル無害化サービス（以下「無害化サービス」という。）（オプションサービス）を提供すること。
- ・仮想閲覧サービス（オプションサービス）を提供すること。
- ・仮想基盤サービスを提供すること。
- ・セキュリティ監視・分析機能を提供すること。
- ・運用保守・監視サービスを提供すること。

(4) サービス費用

月額サービスとして提供すること。（本業務範囲内における整備、移行作業等サービス利用開始以前の必要な費用については、サービス提供期間の費用に含まれるものとする。）

3 要求仕様

本業務で実現するセキュリティクラウドの要求仕様については、別紙3「京都自治体情報セキュリティクラウド移行・サービス提供要求仕様書」のとおりとする。